

各関係機関・団体長 様

愛媛県病害虫防除所長

病害虫防除技術情報（第 4 号）の送付について

このことについて、つぎのとおりお知らせしますので、御参照の上、防除指導方よろしくお願いいたします。

記

1 情報の内容 キウイフルーツかいよう病の発生園地の拡大防止対策

2 発生状況

- (1) 愛媛県におけるキウイフルーツかいよう病の発生は拡大傾向にある。Psa1 型は中予地域を中心に、Psa3 型は県下の主要産地で発生している。
- (2) 現在、県下のキウイフルーツかいよう病の発生面積は、県農産園芸課の集計によると 約 70.4ha となっている（県内キウイフルーツ栽培面積：388.8ha, 平成 26 年産果樹統計資料及び果樹栽培状況等表式調査, 県農産園芸課）。

3 病徴と被害の特徴

- (1) 本病は細菌による病害で、感染樹では、春季に枝幹部からの細菌液の浸出が見られ、噴出部位の暗赤色化や発芽時の芽枯れ、枝の枯死が特徴的であり、樹の衰弱は品種により差が見られ、黄色系、赤色系で著しい。
- (2) 展葉後の葉にハローを伴う小褐点やがくの局部変色、蕾の枯死が多く見られることから発病を察知できるが、開花期に発生する花腐細菌病と酷似した症状を示す場合は、遺伝子診断によりかいよう病の特定ができる。
- (3) 本病は、冬季から梅雨頃まで病徴が発現しやすく、春季の風雨は発生を拡大させるなど、現在も発生リスクは高くなっている。夏期には病勢が衰えてくるが、病原菌は死滅しない。

4 今後の拡散防止対策

- (1) 園地見回りにより病徴を見逃さないよう 早期発見と病徴部の早期除去を行う。伐採は、平成 27 年 12 月改訂の「キウイフルーツかいよう病 Psa3 型の防除方針」に基づき発病程度に応じて対応する。
- (2) 梅雨期までの定期防除と強い風雨により発病が著しく助長されるので、既発生園や発病園地の近くでは 強風を伴う降雨後は速やかに抗生物質剤を応急散布する。
- (3) 感染拡大を防止するため、園地の防風対策を強化する。
- (4) 開花後は、コサイド3000の2000倍（使用時期：収穫後～果実肥大期、葉害軽減のため炭酸カルシウム剤200倍を加用）、アグレプト水和剤1,000倍（使用時期：収穫90日前まで4回以内）、マイシン20水和剤1,000倍（使用時期：収穫90日前まで4回以内）またはカスミン液剤400倍（使用時期：収穫90日前まで4回以内）のいずれかを使用する。

5 キウイフルーツかいよう病の遺伝子検定

- (1) 現在、遺伝子検定の実施は十分とは言えない状況にある。発生の拡大防止には適切な遺伝子検定の実施が必要とされるため、産地全体での検定への協力を要請する。

※ 平成28年度より遺伝子検定は、県病害虫防除所（住所：松山市上難波甲311（農林水産研究所内）、電話：089-993-2020）で実施しています。  
問い合わせ先：県農産園芸課（電話：089-912-2555）又は県病害虫防除所。